

アンチ・ダンピングに関するQ & A

- ここでは説明会や個別相談の際に皆様からよくいただく質問とその回答をご紹介します。

Q7 申請・調査開始に必要な要件について教えてください。

A7 申請に当たっては、輸入品と競合している国内の産品に関して、申請者の生産高が国内総生産高の25%以上を占めていることが必要です。単独の国内生産者の生産高が国内総生産高の25%以上であれば、当該単独の国内生産者が申請者となって申請をすることができますし、そうでない場合であっても、合計の生産高が国内総生産高の25%以上であれば、複数の国内生産者が共同して連名で申請することも可能です。また、業界団体であっても、当該業界団体内の2以上の構成企業（国内生産者）が、輸入品と競合している国内の産品を生産しており、その合計生産高が国内総生産高の25%以上を占めていれば、業界団体による申請もできます。

申請時に必要となる要件

$$\frac{\text{申請者の生産高}}{\text{国内総生産高}} \geq 25\%$$

さらに、申請を受領した政府当局が調査を開始するに当たっては、輸入品と競合している国内の産品に関して、申請を支持する国内生産者の生産高の合計が、申請に反対する国内生産者の生産高の合計を上回っていることが必要です（申請について支持・反対のいずれも表明しない国内生産者の生産高は、この比較には含まれません。）。申請者の（合計）生産高が国内総生産高の50%を超えている場合には、当然にこの要件を満たすため、申請者以外の国内生産者の支持の状況を申請に際して示す必要はありません。また、申請者がこの要件を示すことができない場合には、政府当局において、国内生産者の支持の状況を確認します。

調査開始時に必要となる要件

$$\text{申請を支持する国内生産者の生産高} > \text{申請に反対する国内生産者の生産高}$$

アンチ・ダンピングに関するQ & A

- ここでは説明会や個別相談の際に皆様からよくいただく質問とその回答をご紹介します。

Q8 申請・調査開始に必要な要件を満たすかどうかの判断に当たっては、輸入品と競合する国内の産品を作っている国内生産者の生産高を全て考慮するのですか。例外はないのでしょうか。

A8 基本的に全てを考慮しますが、大きく分けて二つの例外があります。

①輸入品の供給者や輸入者との間に支配関係があるなど一定の関係を有する国内生産者の生産高は、申請・調査開始の要件における考慮の対象である生産高には含まれません。

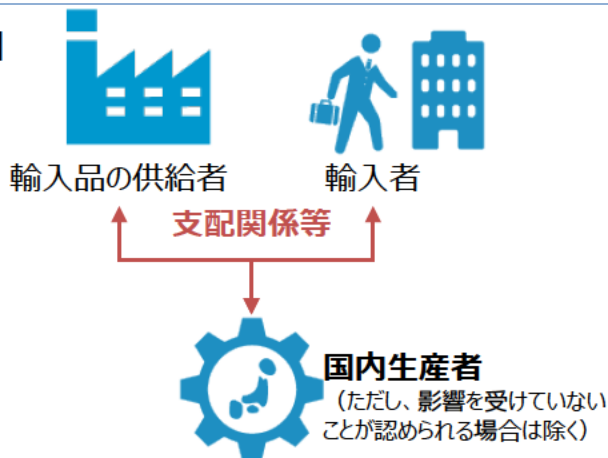
※ただし、輸入品の供給者や輸入者との間に一定の関係を有していたとしても、それによって当該国内生産者の行動が影響を受けていないことが認められる場合には、当該国内生産者の生産高も考慮されます。

②また、申請の日の6か月前の日以降に対象となる輸入品を対象国から輸入した国内生産者の生産高も、申請・調査開始の要件における考慮の対象である生産高には含まれません。

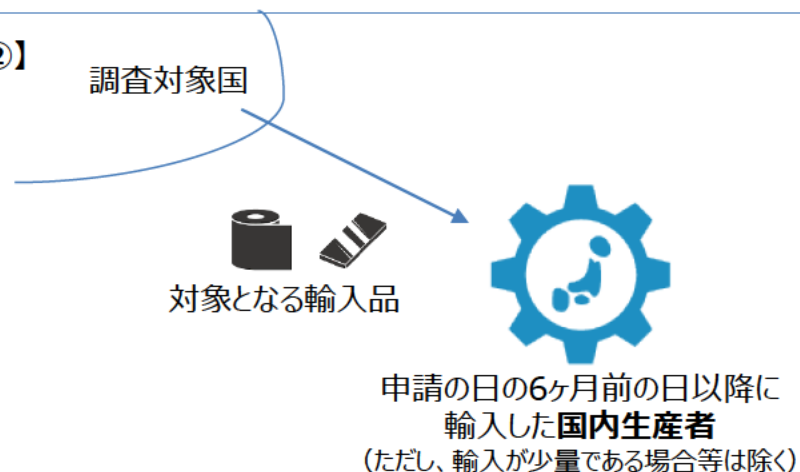
※ただし、輸入が少量である場合や、当該産品に係る事業のうち主たる事業が本邦における生産であると認められる場合には、当該国内生産者の生産高も考慮されます。

上記の例外は、いずれも不当廉売された輸入品により利益を受けている生産者は、不当廉売関税によって保護をする必要がないとの考え方によるものです。どちらの例外も明確な基準が法令等に記載されていない部分もあるので、疑義がある場合には事前に御相談ください。

【例外①】



【例外②】



★詳細知りたい方その他の質問をみたい方はこちら